

改	正	案	現	行
○建設省告示第十三百五十九号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第一条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。 平成 年 月 日	○建設省告示第十三百五十九号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第一条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。 平成 年 月 日			

## 防火構造の構造方法を定める件

## 第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次のイからハまでのいずれかに定めるものとする。

イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。

(1) 屋内側にあっては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこうボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロ

ックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの

(2) 屋外側にあっては、次の(i)から(v)までのいずれかに該当するもの

(i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが十五ミリメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ十ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの

(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(iv) モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

## 防火構造の構造方法を定める件

## 第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。

(1) 屋内側にあっては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこうボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロ

ックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張ったもの

(2) 屋外側にあっては、次の(i)から(v)までのいずれかに該当するもの

(i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが一・五センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの

(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(iv) モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの

ミリメートル以上のもの
(v) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの
(vi) 厚さが十一ミリメートル以上のせつこうボード張の上に垂鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの
(vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが六ミリメートル以上の石綿スレートを張ったもの
(viii) 石綿スレート又は石綿パーライト板を一枚以上張ったもので、その厚さの合計が十五ミリメートル以上のもの
ハ 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに定めるものとする。
(1) 土蔵造
(2) 土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの
(3) 次に定める構造とすること。
(i) 屋内側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあっては、ロ(1)に定める構造
(ii) 屋外側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあっては、次のaからeまでのいずれかに該当する構造
a 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗りで塗厚さが二十ミリメートル以上もの
b 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
c 土塗壁（塗厚さが二十ミリメートル以上のもの。dにおいて同じ）

ハ 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。
(1) 屋内側にあっては、ロ(1)に定める構造
(2) 屋外側にあっては、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する構造
(i) 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗で塗厚さが二センチメートル以上のもの
(ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
(iii) モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの
(iv) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの

(1) 土蔵造
(2) 土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの
(3) 次に定める構造とすること。
(i) 屋内側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあっては、ロ(1)に定める構造
(ii) 屋外側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあっては、次のaからeまでのいずれかに該当する構造
a 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗りで塗厚さが二十ミリメートル以上もの
b 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
c 土塗壁（塗厚さが二十ミリメートル以上のもの。dにおいて同じ）

d	土塗壁に下見板を張つたもの	(v)	土塗造
e	口(2)GからRに定める構造	(vi)	土塗真壁造で裏返塗りをしたもの
		(vii)	厚さが一・二センチメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛板又は石綿スレートを張つたもの
		(viii)	厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保溫板張の上に亜鉛板又は石綿スレートを張つたもの
		(ix)	厚さが二・五センチメートル以上の木モセメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレートを張つたもの
		(x)	石綿スレート又は石綿パーライト板を一枚以上張つたもので、その厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの
		(xi)	前号口又はハに定める構造とすること。
	イ 準耐火構造とすること。	(xii)	令第百八条第一号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次のイ又はロに定めるものとする。
	ロ 前号口又はハに定める構造とすること。	(xiii)	令第百八条第一号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次の「又は」に定めるものとする。
	一 準耐火構造とすること。	(xiv)	第一 第一号ハ(3)(ii)aからeまでのいづれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
	二 第一号ハに定める構造とすること。	(xv)	令第百八条第一号に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
	一 準耐火構造とすること。	(xvi)	第一 第一号ハに定める構造とすること。